

【別紙】

## 国有林材の安定供給システム協定書（案）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、九州森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで下記により協定する。

平成 年 月 日

甲 九州森林管理局 印

乙 住 所 〇〇〇〇〇  
商号又は名称  
代表者氏名 〇〇〇〇〇 印

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

### 記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとし、甲は、次条の計画に基づき国有林材の安定供給に努め、乙は、次条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を次のとおり定める。

物件番号	森林管理署等	年度	物件の所在地	主間伐別	予定数量 (m3)
		28			
		29			
		30			
		計			

第3条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

また、協定期間が複数年度にわたる場合、次年度以降の年度別事業計画、買受希望価格検討表については、各年度当初に提出するものとする。

第4条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理署支署長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第5条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第6条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合には、この協定を解除することが出来る。

第7条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第8条 (特約条項)

甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。

2 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。

3 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。

4 第2条に定める各年度の販売予定数量の合計(販売計画)に対し2割を超過することが見込まれる場合は、甲乙協議の上、変更協定を締結することとする。

5 甲は、次の一つに該当する場合は協定を解除できるものとする。

(1) 乙が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。

(2) 乙が協定期間中に「国有林材等の安定供給システムによる販売(立木販売)」の実施に係る応募公告3の(2)に定める要件を失ったとき。

6 上記5により協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害の補償請求を行わないものとする。

7 企画提案概要及び協定数量は、原則公表するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。